

VI 海岸編

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(建設海岸)

| 海岸名 | 市町村名 | 管理延長 | 備考 |
|-------|------|-------------|----|
| 松前海岸 | 松前町 | 56,135 (m) | |
| 福島海岸 | 福島町 | 26,812 (m) | |
| 知内海岸 | 知内町 | 14,457 (m) | |
| 木古内海岸 | 木古内町 | 8,831 (m) | |
| 計 | | 106,235 (m) | |

注1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(函館建設管理部 松前出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施【海岸】

| 管理区分 | 区分 | 内容 | 維持管理水準 | R6年度(2024年度)実施計画 | 地域の特記事項 | 備考 | 参考資料 図面表示 |
|-------|--------|---------------|---|--|---------|------------------|--------------|
| 予防管理型 | 施設補修 | 堤防・護岸補修 | 護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修 | | ○安全利用点検 (GW前) | |
| 対症管理型 | 施設補修 | 斜路補修 | 斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修 | | | |
| | | 天端被覆工補修 | 地盤の空洞等により落下や不等沈下が生じる場合に補修 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修 | | ○安全利用点検 (GW前) | |
| | | 排水施設補修 | 接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修 | | ○安全利用点検 (GW前) | |
| | | 突堤・離岸堤・消波工等補修 | 突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修 | | ○安全利用点検 (GW前) | |
| | | 遊歩道補修 | 損傷等により施設の機能に支障が生じ、放置すると転倒事故につながる場合に補修 | ○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより遊歩道の状況を把握し、必要に応じて補修 | | ○安全利用点検 (GW前) | |
| | | ゲート補修 | ゲートが損傷し波浪を防止できない、また、その恐れがある場合に補修 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などによりゲートの状況を把握し、必要に応じて補修 | | | |
| | | 転落防止柵補修 | 倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修 | ○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 | | ○安全利用点検 (GW前) | |
| | | 階段・手摺補修 | 倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより階段・手摺りの状況を把握し、必要に応じて補修 | | ○安全利用点検 (GW前) | |
| 日常管理型 | 施設機能回復 | 排水施設清掃 | 土砂等が堆砂し排水機能に支障が生じる場合に除去 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて対応 | | | |
| | | 整地・土砂除去・飛砂防止 | 施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応 | | ○安全利用点検 (GW前) | |
| | | 流木・漂着物除去 | 施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処 | ○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応 | | | |
| 必要経費 | 施設維持 | 施設管理委託料 | 津波防災ステーション、安全情報伝達施設、付属施設等の保守点検費用 | ○管理委託契約に基づいた保守点検を行う。 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度補修 | | | |